

## 第9 Q & A

Q & A 目次

区分	番号	項目	頁
対象	Q 1	非常勤職員は、いつの時点から常勤的非常勤職員として取り扱われますか？	98
	Q 2	会計年度任用職員の災害補償の取扱いはどのようになっていますか？	
	Q 3	常勤職員が退職後、会計年度任用職員として採用される場合であって、勤務形態が常勤職員の頃と変わらない場合、会計年度任用職員として採用したその日から、常勤的非常勤として扱い、地方公務員災害補償基金の補償の対象として問題ないですか？	99
	Q 4	週 5 日、1 日 6 時間の勤務時間として任用されている会計年度任用職員が、常態的に超過勤務を行っており、実態として週 5 日、1 日 7 時間 45 分勤務をしている。この場合、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務したと扱い、1 日 7 時間 45 分以上勤務した日が 18 日以上ある月が引き続いて 12 月を超えた場合、常勤的非常勤職員として扱い、地方公務員災害補償基金の補償の対象として問題ないですか？	
認定	Q 5	職場で起きた災害はすべて公務災害と認められますか？	100
	Q 6	市内出張の場合、出張命令簿を作成していません。添付書類はどうすればよいですか？	
	Q 7	出張時に自宅から直接目的地に赴き、又は、目的地から直接自宅に帰る場合は、合理的経路と認められますか？	
	Q 8	出張で自家用車を用いた場合、合理的方法と認められますか？	
	Q 9	通勤届と異なる経路での通勤途上に事故に遭いました。この場合は、合理的な経路と認められますか？	
	Q 10	業務中に腰痛を発症したのですが、公務上の災害として認められますか？	
補償	Q 11	公務災害の場合と通勤災害の場合では、補償面でどのように異なりますか？	101
	Q 12	公務（通勤）災害と考えられる場合、医療機関を受診する際に注意することがありますか？	
	Q 13	当初、共済組合員証を使用して治療を受けた場合、公務災害に認定された後はどうすればよいですか？	
	Q 14	補償される診療内容に制限等がありますか？	
	Q 15	どの医療機関で受診してもかまいませんか？	
	Q 16	療養の途中で病院を変えましたが、何か手続きが必要ですか。また、全部の治療費が療養補償の対象となりますか？	102
	Q 17	公務（通勤）災害認定請求時に転医している場合、転医前・後の病院の両方の診断書を提出する必要がありますか？	
	Q 18	障害補償の請求書に添付する「残存障害診断書」は、補償の対象となりますか？	
	Q 19	公務（通勤）災害の療養のために、休暇申請に診断書を添付しなくてははいけません。この診断書料は、補償の対象となりますか？	
	Q 20	目と肩を同時に負傷し、眼科と整形外科を受診しました。認定請求書には双方の診断書を添付するように言われましたが、この場合も診断書料は 1 通分しか対象とならないのですか？	
	Q 21	個人的に傷害保険に加入しています。基金の補償との関係はどうなりますか？	103

区分	番号	項目	頁
補償	Q 22	公務災害の療養のため、通院にタクシーを利用したのですが、タクシー料金は補償の対象になりますか？	103
	Q 23	個室（特別室）等の利用は、補償の対象となりますか？	
	Q 24	接骨院での手当も療養補償の対象になりますか？	
平均給与額	Q 25	平均給与額算定書の「勤務した日数」とは何を指すのですか？	104
	Q 26	平均給与額算定の際に、時間外勤務手当の実績は「勤務した月」に含めるのですか、それとも「支給された月」に含めるのですか？	
	Q 27	平均給与額算定の際の「補償を行うべき事由の生じた日（補償事由発生日）」とはいつの時点を指すのですか？	
	Q 28	平均給与額算定の基礎となった月の給与が遡及して改定されたのですが、平均給与額を見直す必要がありますか？	
第三者加害	Q 29	信号待ちの停車車両に追突して負傷しました。相手方のある交通事故なので第三者加害事案として書類を提出することとなりますか？	105
	Q 30	同僚職員と公用車で出張中、同僚職員が運転を誤り、歩道に乗り上げ、同乗していた職員が怪我をしました。誰に対して損害賠償の請求をすることができますか。	
	Q 31	同僚職員と公用車で現場へ向かい、現場到着後、公用車から機材を降ろしていたところ、同僚職員が被災職員に気づかず、ドアを閉めたので、手を詰めて怪我をしました。誰に対して損害賠償の請求をすることができますか。	
	Q 32	職員が自転車で通勤中、前方から進行してきた自動車とすれ違った際、恐怖心から平衡感覚を失い転倒、負傷しました。被災職員の自転車と自動車は接触していませんが、自動車の運転手に不法行為責任が生じる場合がありますか。	
	Q 33	中学校で生徒から暴力を受けましたが、誰を第三者と認定し、損害賠償を請求すべきですか。	
	Q 34	被災職員が第三者の敷地内に入ったところ、第三者の飼い犬に咬みつかれ負傷しました。この場合、犬の飼い主と被災職員の過失割合はどのようになりますか。	
	Q 35	未成年者あるいは心神喪失者の行為による災害について、誰を第三者として認定すべきですか。	
Q 36	職務中、住民から暴力を受けました。どのように対応すべきですか		
その他	Q 37	公務（通勤）災害の認定請求に時効はありますか？	107
	Q 38	退職後も認定請求できますか？	
	Q 39	基金へ提出された認定請求書類を被災職員（本人）が閲覧したい場合、どのような手続が必要ですか？	

## 【対象関係】

Q 1 : 非常勤職員は、いつの時点から常勤的非常勤職員として取り扱われますか？

A : 常勤的非常勤職員は、フルタイムの常勤職員の勤務時間以上勤務した日が 18 日(注)以上ある月が引き続いて 12 月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務するものとされており(4 ページ参照)、この要件を満たした時点から地方公務員災害補償基金の補償の対象となります。それ以外の非常勤職員は県や市町の条例又は労災法により補償されます。

(注 1) 一月間の日数(※)が 20 日に満たない日数の場合にあつては、18 日から 20 日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数

※次の日は一月間の日数に算入しない

- ・地方自治法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく条例で定める日
- ・地方独立行政法人法第 2 条 1 項に規定する地方独立行政法人にあつては、地方独立行政法人が定める当該地方独立行政法人の休日

(注 2) 昭和 63 年 3 月 31 日まで : 22 日  
昭和 63 年 4 月 1 日～平成 4 年 4 月 30 日 : 20 日  
平成 4 年 5 月 1 日～令和 4 年 9 月 30 日 : 18 日

《改正通知(基金広島県支部 HP)》

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/tihoukoumuinnsaigaihosyoukikinn/r4-kikin-tuti-hi-jokin.html>

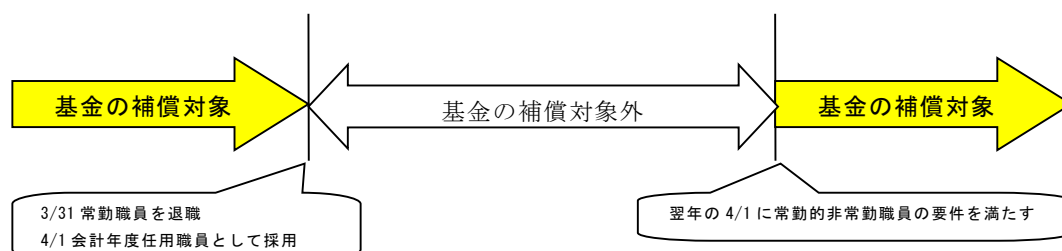
Q 2 : 会計年度任用職員の災害補償の取扱いはどのようになっていますか？

A : フルタイムの会計年度任用職員で、常勤的非常勤職員の要件を満たした場合は地方公務員災害補償基金の補償の対象となります。それ以外の場合は、県や各市町等の条例又は労災法により補償されます。

Q 3 : 常勤職員が退職後、会計年度任用職員として採用される場合であつて、勤務形態が常勤職員の頃と変わらない場合、会計年度任用職員として採用したその日から、常勤的非常勤として扱い、地方公務員災害補償基金の補償の対象として問題ないですか？

A : 退職の時点で一度任用に基づく関係が切れるため、引き続き常勤職員と同様な勤務形態で勤務したとしても任用が継続しているとはみなさず、常勤的非常勤職員の要件を満たすまでは地方公務員災害補償基金の補償の対象とはなりません。(下図参照)

一方、会計年度任用職員として任用されていた職員が、その後、常勤職員として任用された場合は、常勤的非常勤職員の要件に関係なく、常勤職員として任用されたその日から地方公務員災害補償基金の補償の対象となります。



Q 4 : 週 5 日、1 日 6 時間の勤務時間として任用されている会計年度任用職員が、常態的に超過勤務を行っており、実態として週 5 日、1 日 7 時間 45 分勤務をしている。この場合、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務したと扱い、1 日 7 時間 45 分以上勤務した日が 18 日以上ある月が引き続いて 12 月を超えた場合、常勤的非常勤職員として扱い、地方公務員災害補償基金の補償の対象として問題ないですか？

A : 常勤的非常勤職員として地方公務員災害補償基金の補償の対象となるには、次の 3 要件（①任用関係が事実上継続していると認められること、②常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が 18 日<sup>(注)</sup>以上ある月が、引き続いて 12 月を超えること、③その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされていること）が必要です。

本件については、週 5 日、1 日 6 時間の勤務で任用されており、たとえ上記①及び②の要件を満たしたとしても、引き続き週 5 日、1 日 6 時間の勤務割振で勤務することとされているのであれば、③の要件を満たさないことになるので、地方公務員災害補償基金の補償の対象とはなりません。

なお、会計年度任用職員が常態的に超過勤務を行うことは適当ではありません。

(注：Q 1 を参照)

#### 【認定関係】

Q 5 : 職場で起きた災害はすべて公務災害と認められますか？

A : 負傷については、公務と関連性のない私用を弁じていた際の負傷等、公務遂行性が認められない場合や、職務遂行中の負傷であっても、明らかに職員の骨の変性等の素因が主な原因となって骨折した場合、天災地変等自然災害による場合等、公務起因性が認められない場合には、公務災害と認められない場合があります。

疾病については、種々の原因が複雑に絡み合って発症するものとされており、職員がもともと有していた素因や基礎疾患がその発症に大きく関わっている場合が多いため、疾病を発症させたと考えられる種々の原因のうち、公務が相対的にみて有力な発症原因と認められる場合に限り、公務上の疾病として認められるものであり、公務遂行中に発症したとしても、公務災害と認められるとは限りません。（「公務災害の認定基準」〔P. 15～〕参照）

Q 6 : 市内出張の場合、出張命令簿を作成していません。添付書類はどうすればよいですか？

A : 勤務公署を離れて職務を行う命令がされていたことを客観的に確認する必要がありますので、出張命令簿を作成していない場合にあっては、「申立書」〔様式〕P. 9〔記載例〕P. 13〕に次の事項を記入のうえ、所属長名で提出してください。

- (1) 出張命令簿を作成しない理由は何か。
- (2) 出張命令簿の作成により出張命令を行わない場合において、職員に対する出張命令はどのようにして行われているのか。
- (3) 被災職員に対して行った出張命令の内容（日時、用務先及び用務内容）は何か。

Q 7 : 出張時に自宅から直接目的地に赴き、又は、目的地から直接自宅に帰る場合は、合理的経路と認められますか？

A : 合理的経路とは、旅費計算の基礎となった勤務場所⇔駅⇔目的地間ですが、勤務場所に寄らず自宅から直接目的地に赴き、又は、目的地から直接自宅へ帰ることを任命権者に認められている場合は、自宅⇔駅間も合理的経路として取り扱います。

**Q 8 :** 出張で自家用車を用いた場合、合理的方法と認められますか？

A : 出張の手段として自家用車使用が認められている場合は、特に問題ありません。  
自家用車使用許可証などの書類を添付してください。

万一、認められていない場合に事故が起こった際には、禁止の程度、禁止措置の励行状況等と、個々の事案について自家用車を使用せざるを得なかった公務上の緊急性、必要性、合理性等（例えば、交通機関の運行状況や出張経路の所要時間等から考えて、所要時間が通常の交通機関の利用に比べて相当短縮される場合、用務先が2か所以上あるため自家用車の必要度が極めて高い場合等）を検討して判断することとなります。

**Q 9 :** 通勤届と異なる経路での通勤途上に事故に遭いました。この場合は、合理的な経路と認められますか？

A : 合理的経路とは、社会通念上、移動に用いられる経路のうち、一般に職員が用いると認められる経路をいい、定期券による経路、通勤届による経路などのほか、定期券又は通勤届による経路ではないが、通常これと代替することが考えられる経路、当日の交通事情によりやむを得ず迂回する経路、自動車通勤者がガソリン補給のために迂回する場合などの通勤に伴う合理的必要行為のための経路などは、合理的経路に該当しますが、特別の事情がなく著しく遠回りとなる経路などは、合理的な経路とは認められません。

認定に当たっては、個別の事案ごとに判断することとなりますので、疑義がある場合は、お問い合わせください。

**Q 10 :** 業務中に腰痛を発症したのですが、公務上の災害として認められますか？

A : 腰痛の発症原因は様々であり、職務遂行に伴う過度の負担や疲労の蓄積に加え、加齢による腰椎の変性や日常生活における運動量といった個体的要因など、多くの要因が影響をおよぼして発症するものとされています。

腰痛に関する認定基準では、「災害性の原因による腰痛」と「災害性の原因によらない腰痛」に区分し、「災害性の原因による腰痛」については、通常動作とは異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が、公務遂行中に突発的な出来事として生じたと明らかに認められるものであり、かつ、その力が腰痛を発症させ、腰痛の既往症を再発させ、又は基礎疾患を著しく増悪させたと医学的に認めるに足りるものである場合に、公務上の災害として取り扱うこととされています。

また、「災害性の原因によらない腰痛」については、いわゆる職業性疾病として認められる要件が定められています。(22ページ参照)

なお、腰椎椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、腰椎分離症、すべり症等を発症したとして認定請求がなされた場合には、これらの疾病は、椎骨自体が損傷するような交通事故等の重度の事故の場合を除けば、一般的には本人が加齢等により有していた基礎疾患と考えられることから、公務遂行中に生じた上記のような災害性の原因により当該基礎疾患を増悪させたと認められる場合に限り、公務上の災害と認定され、その療養補償の対象期間も、原則として急性症状消退までに限定されることとなります。

## 【補償関係】

Q11： 公務災害の場合と通勤災害の場合では、補償面でどのように異なりますか？

A： 補償の内容及び支給額についての違いはありません。ただし、福祉事業の「障害特別援護金」及び「遺族特別援護金」の支給額が、公務災害の方が通勤災害よりも高くなっています。

Q12： 公務（通勤）災害と考えられる場合、医療機関を受診する際に注意することがありますか？

A： 共済組合員証（健康保険証）は利用できませんので、注意してください。  
また、窓口で、公務（通勤）災害認定請求を行う旨を伝え、請求を認定後まで待ってもらおうよう依頼してください。

Q13： 当初、共済組合員証を使用して治療を受けた場合、公務災害に認定された後はどうすればよいですか？

A： 医療機関等に公務災害に認定された旨を説明し、可能であれば、初診時に遡って共済扱いから公務災害扱いに切り替えてもらってください。（自己負担分を医療機関から返還してもらってください。）

医療機関等において上記切り替えができない場合は、可能な時期から公務災害扱いに切り替えてもらい、それまでの自己負担分については、「被災職員が自己負担した場合」（P.64）の例により基金へ請求してください。

Q14： 補償される診療内容に制限等がありますか？

A： 療養補償の対象となる経費の範囲は、健康保険における療養の給付と同様の内容を基本としており、健康保険で認められていない特殊な治療・新薬などは給付の対象となりません。

なお、治ゆ（又は症状固定）後の診療は、療養補償給付の対象になりません。

Q15： どの医療機関で受診してもかまいませんか？

A： 診療を受ける医療機関は、被災職員が自由に選択して差し支えありませんが、応急手当の場合を除いて、原則として療養に都合のよい自宅又は通勤場所の近くで、かつ、その傷病に対する専門の医療機関が適当と考えられます。

なお、脱臼又は骨折の患部に対する応急手当としての施術のほか、打撲又は捻挫の患部に対する施術は、柔道整復師限りで行うことができるとされています。（Q24 参照）

**Q16：**療養の途中で病院を変えましたが、何か手続きが必要ですか。また、全部の治療費が療養補償の対象となりますか？

A：原則として転医届（様式 P. 27 記載例 P. 31）又は併医届（様式 P. 28 記載例 P. 32）を提出してください。（自宅又は勤務場所からの通院に都合がよい等、勤務上の必要による場合であって、認定請求書の「災害発生の状況」にその旨が記載されている場合は、転医届の提出は不要です。）

医師の指示による転医は、主治医の証明が必要ですが、それ以外の場合は医師の証明は不要です。

療養補償については、医療上又は勤務上必要と認められる転医の場合は、転医後の病院での診療も原則として補償の対象となりますが、医療上又は勤務上必要と認められない自己都合による転医の場合等は、初診料や各種検査料等の転医前の病院と重複する部分は、補償の対象とはならず、自己負担となります。

また、一つの医療機関に通院していながら、医学的にその必要がないのに別の医療機関に通院するような場合についても、重複診療となるため療養補償の対象となりません。

**Q17：**公務（通勤）災害認定請求時に転医している場合、転医前・後の病院の両方の診断書を提出する必要がありますか？

A：診断名に大きな変更などが無い限り、通常は療養補償の実施上新たに診断書を取り直す必要はありませんので、どちらか1通（確定診断名が記載してあるもの。「疑い」は不可）を提出してください。また、この場合、2通提出されても1通分しか療養補償の対象とはなりません。（なお、診断書料は、公務上又は通勤該当の災害と認定された事案についてのみ、補償の対象となります。）

**Q18：**障害補償の請求書に添付する「残存障害診断書」は、補償の対象となりますか？

A：障害等級に該当するか否かの結果にかかわらず、療養補償の対象となります。（ただし、公務又は通勤により生じた災害ではないと認定された事案に係るものを除きます。）

**Q19：**公務（通勤）災害の療養のために、休暇申請に診断書を添付しなくてははいけません。この診断書料は、補償の対象となりますか？

A：補償の対象となる診断書等の文書料は、補償の実施上必要な文書（地方公務員災害補償基金業務規程により請求書等に添付することを義務付けられている診断書等）に限られます。したがって、例えば保険会社への請求に使用するものや、所属へ病気休暇を申請するなど服務関係等に使用するものは療養補償の対象外です。

**Q20：**目と肩を同時に負傷し、眼科と整形外科を受診しました。認定請求書には双方の診断書を添付するように言われましたが、この場合も診断書料は1通分しか補償の対象とならないのですか？

A：認定請求に当たって、異なる複数の診療科の診断書が必要な場合は、それぞれ1通分を対象とします。



**Q21：** 個人的に傷害保険に加入しています。基金の補償との関係はどうなりますか？

A： 傷害保険や生命保険等から支払われる保険金については、原則として、基金が実施する補償等と調整することはありません。

**Q22：** 公務災害の療養のため、通院にタクシーを利用したのですが、タクシー料金は補償の対象になりますか？

A： 療養補償の対象となる通院のための交通費は、原則として、電車、バス等の公共交通機関の利用について認めています。

タクシーの利用は、医師の判断はもとより、被災職員の傷病の部位及び状況（例：両足骨折）、地理的条件及び当該地域の交通事情等を総合的に勘案して、やむを得ず利用しなければならなかったと認められる場合に限り、例外的に対象とします。

支給額は、社会通念上当該地域において妥当と認められる額の範囲内で被災職員が実際に負担した額です。

**Q23：** 個室（特別室）等の利用は、補償の対象となりますか？

A： 入院に当たっての個室（特別室）の利用については、①療養上他の患者から隔離しなければ適切な診療を行うことができないと認められる場合（例：病状が重篤で絶対安静を必要とする場合、手術のため常時監視を要する場合）、②傷病の状態から隔離しなければ他の患者の療養を著しく妨げると認められる場合、③普通室が満床で、かつ、緊急に入院療養させる必要があると認められる場合、④その他特別な事情があると認められる場合、のいずれかに該当する場合であって、これらの事情の存する期間についてのみ、社会通念上当該地域において妥当と認められる額の範囲内で被災職員が実際に負担した額が対象となります。

**Q24：** 接骨院での手当も療養補償の対象になりますか？

A： 療養補償に係る柔道整復師による施術については、脱臼又は骨折の患部に対する応急手当としての施術のほか、打撲又は捻挫の患部に対する施術も柔道整復師限りで行うことができるものであって、これらは療養補償の対象となります。

また、公務（通勤）災害認定請求書に添付する診断書については、療養として柔道整復師による施術のみが行われる場合は、当該柔道整復師の所見をもって診断書に代えることができます。

#### 【平均給与額関係】

**Q25：** 平均給与額算定書の「勤務した日数」とは何を指すのですか？

A： 勤務した日数には、現実に勤務した日のほか、現実には勤務しなかったが給与支給の対象となる日（例えば、有給の休暇、職務専念義務免除、国民の休日等）が含まれます。

逆に「勤務した日数」に含まれないものは給与の支給の対象とならない日を指し、土曜、日曜等の勤務を要しない日及びその振替日、欠勤等により給与が支給されない日等で、現実に勤務しなかった日をいいます。

Q26： 平均給与額算定の際に、時間外勤務手当の実績は「勤務した月」に含めるのですか、それとも「支給された月」に含めるのですか？

A： 時間外勤務手当のように、勤務した翌月（支給月）に支払われる給与については、「勤務した月」の給与として取扱います。

Q27： 平均給与額算定の際の「補償を行うべき事由の生じた日（補償事由発生日）」とはいつの時点を指すのですか？

A： 補償の種類ごとに以下のとおりです。

- ・休業補償の場合： 療養のため勤務することができず、給与を受けない日
- ・傷病補償年金の場合： 療養開始後1年6か月を経過した日
- ・障害補償の場合： 負傷又は疾病が治った日
- ・遺族補償、葬祭補償の場合： 職員が死亡した日

Q28： 平均給与額算定の基礎となった月の給与が遡及して改定されたのですが、平均給与額を見直す必要がありますか？

A： 遡及して給与が改定された場合は、改定後の給与額に基づいて平均給与額を再計算する必要がありますので、改定内容の分かる資料を提出してください。

#### 【第三者加害関係】

Q29： 信号待ちの停車車両に追突して負傷しました。相手方のある交通事故なので第三者加害事案として書類を提出することとなりますか？

A： 被災職員にセンターラインオーバー、追突、信号無視等の一方的な過失があり、相手方の自賠責保険から支払われない場合は、通常事案として取り扱いますので、第三者加害事案の書類は不要です。

ただし、上記に該当するかどうかは基金の指示に従ってください。

Q30： 同僚職員と公用車で出張中、同僚職員が運転を誤り、歩道に乗り上げ、同乗していた職員が怪我をしました。誰に対して損害賠償の請求をすることができますか？

A： 同僚職員の加害行為によって災害が発生した場合、基金はその治療費等の補償を行っても同僚職員へ求償することはありません。自賠責保険法第3条では、「自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じる」と規定されており、この場合、同僚は「他人」に当たりますので、公用車の自賠責保険会社に治療費や慰謝料等を請求することができます。

ただし、被災職員が「運転補助者」（自賠法第2条第4項）に当たる場合には、自賠責保険会社へも請求ができません。（運転補助者とは、車掌、助手など業務として運転者の運転行為に参加してこれを助けている者を言います。）

**Q31：** 同僚職員と公用車で現場へ向かい、現場到着後、公用車から機材を降ろしていたところ、同僚職員が被災職員に気づかず、ドアを閉めたので、手を詰めて怪我をしました。誰に対して損害賠償の請求をすることができますか。

**A：** Q27と同様に、同僚職員の加害行為によって災害が発生した場合、基金はその治療費等の補償を行っても同僚職員へ求償することはありません。自賠法第3条の「運行」とは、「人又は物を運送するとしないとにかかわらず、自動車当該装置の用い方に従い用いる」（自賠法第2条第2項）ことを言います。「当該装置の用い方に従い用いる」の解釈は分かりますが、当該自動車に固有の装置の全部又は一部を操作すれば、走行しなくても運行に当たるとする考え方が有力です。

具体的には、停止中のドアの開閉による事故やクレーン車のクレーン、ミキサー車のミキサー、トラックの側板などの装置を固有の目的によって操作している間の事故、下り坂での惰力走行による事故なども「運行」とみなされ、自賠責保険の補償の対象となります。

したがって、この場合には、公用車の自賠責保険会社に治療費や慰謝料等を請求することができます。

**Q32：** 職員が自転車で通勤中、前方から進行してきた自動車とすれ違った際、恐怖心から平衡感覚を失い転倒、負傷しました。被災職員の自転車と自動車は接触していませんが、自動車の運転手に不法行為責任が生じる場合がありますか。

**A：** 本件のような非接触事故の場合には、主に加害行為と結果発生間の因果関係の有無が焦点となります。この因果関係については、加害行為と結果発生間に、Aの行為がなければ通常Bの結果が生じるという程度まで因果関係が認められること、つまり相当因果関係があると認められる必要があります。

最高裁は「車両の運行が被害者の予想を裏切るような常軌を逸したものであって、歩行者がこれによって危難を避けるべき方法を見失い転倒して受傷するなど、衝突にも比すべき事態によって傷害が生じた場合には、その運行と歩行者の受傷との間に相当因果関係を認めるのが相当である」（最高裁S47. 5.30）とし、非接触事故でも相当因果関係を認めています。

しかしながら、どのような場合に相当因果関係が認められるかについては、明確な判断基準が定められていないため、個々の判例を参考に判断することになります。

**Q33：** 中学校で生徒から暴力を受けましたが、誰を第三者と認定し、損害賠償を請求すべきですか。

**A：** 中学生であれば一般的に責任能力はあると考えられ、よって加害生徒は民法第709条における不法行為責任が認められ、第三者と認定することとなります。

加害生徒は通常無資力であるので、加害生徒の親権者等の監督義務者（以下「親権者等」という。）を第三者に認定できるか否かについて検討することとなりますが、原則として加害生徒本人に不法行為責任が認められると、親権者等には同法第714条による責任は問えません。ただし、加害生徒が以前から非行を行っており、親権者等が適切に指導監督をしていなかったために当該加害行為に及び、その結果損害が発生したというように、親権者等の監督義務違反と損害発生間に相当因果関係が認められる場合には、親権者等に対して民法第709条の不法行為責任を追求することが可能とされています。（最高裁S49. 3. 22判決）

被災職員及び所属（学校）は、加害生徒や保護者等と積極的に交渉の場を持ち、加害行為の状況説明や過失割合、損害予定額、弁済方法等について協議を行ってください。

**Q34：** 被災職員が第三者の敷地内に入ったところ、第三者の飼い犬に咬みつかれ負傷しました。この場合、犬の飼い主と被災職員の過失割合はどのようになりますか。

**A：** 民法第 718 条は、動物の占有者又は管理者が動物の種類及び性質に従い相当の注意をもって管理をなしていない場合は、当該占有者又は管理者（以下「占有者等」という。）は民法上の損害賠償の責任を負うことを規定します。

飼い犬が咬みついた場合、犬の占有者等は相当の注意をもって犬を管理していたことを立証できない限り損害賠償は免責できません。そして、その立証は困難であるため、犬の占有者等が損害賠償を免れることは稀です。

被災職員側の過失の判断に当たっては、以下の点に着目する必要があります。

- 1 被災職員の注意義務（予見可能性）
  - ・ 近づけば危険なことを容易に察知し得たのに漫然と犬に近づいていないか。
  - ・ みだりに他人の屋敷に入り犬を興奮させていないか。
  - ・ 一般に開放されていない土地に普段で立ち入っていないか。
- 2 被災職員の事故時の行動の損害拡大への寄与度
  - ・ 係留中の犬を挑発していないか。

**Q35：** 未成年者あるいは心神喪失者の行為による災害について、誰を第三者として認定すべきですか。

**A：** 未成年者の場合には、小学校を卒業する 12 歳くらいの年齢になれば一般的に責任能力はありと考えられ、この場合、当該未成年者を第三者と認定することができますが、心神喪失者の場合には民法第 713 条の責任能力はないとされているため、第三者と認定できません。

加害者に責任能力がない場合には、加害者本人には損害賠償責任は生じず、未成年者に対する親権者や未成年後見人等の法定の監督義務者が損害賠償の責任を負うこととなります。なお、監督義務者は加害行為そのものに対してではなく生活行動一般を監督する責任を負うので、その場にはいないといったことは責任を免れる理由にはなりません。

ただし、精神病院の医師等が入院中の患者から加害行為を受けた場合のように、法定の監督義務者に代わって監督をする者（以下「代理監督者」という。）の監督すべき範囲において、当該監督の瑕疵により災害が発生した場合には、代理監督者（この場合は病院長）に損害賠償責任が生じる可能性があるが、監督義務者が代理監督者に監督させたことが監督義務者としての義務を怠らなかつたことになる場合には、監督義務者は賠償責任を免れることとなります。

**Q36：** 職務中、住民から暴力を受けました。どのように対応すべきですか。

**A：** 各任命権者においては、行政の公正かつ円滑な執行及び職員の安全を確保するため、行政機関への不当要求行為等に対して、対策要綱やマニュアル定められていると思われます。ちなみに、広島県では、知事部局、教育委員会及び県立学校その他の教育機関、行政委員会、議会事務局、病院事業局等を対象に「広島県不当要求行為等対策要綱」及び「不当要求行為等に対する基本対応マニュアル」が定められています。

この要綱やマニュアルに基づき、住民からの暴力行為に対しては毅然たる態度で、組織的な対応を行うことが求められており、暴力を受けた場合には警察へ通報することとされています。

また、暴力行為の責任として、刑事上の責任と民事上の責任があります。

刑事上の責任としては、公務執行妨害罪（刑法第 95 条）、傷害罪（刑法第 204 条）、暴行罪（刑法第 208 条）などに問われる可能性があります。刑事上の責任は、過失が十

分に立証できない場合（嫌疑不十分）や、立証できるとしても過失の程度が軽微などの理由で処罰する必要がない場合（起訴猶予）などでは不起訴処分となる場合があります。

これに対し、民事上の責任である不法行為責任は、故意又は過失によって他人の権利を侵害し、これによって他人に損害を生じさせたことに基づく責任です。こうした違いから、刑事上の責任は問われなくても、民事上の不法行為責任が認められるケースが出てきます。

加害者は、刑事上で不起訴処分となったので、民事上の責任もないと主張する場合がありますが、全く異なる責任であることを理解させてください。

基金は、刑事上の責任には関与しませんが、民事上の責任を追及する上で、加害者の刑事上の責任も併せて追求した方が有利になることが多いことから、上記の要綱やマニュアルに準じて、刑事上の責任も追及すべきであると考えています。

なお、未成年者が刑事上の責任を問われるのは、満 14 歳以上とされています。

#### 【その他】

##### Q37： 公務（通勤）災害の認定請求に時効はありますか？

A： 「補償を受ける権利」（補償請求の事由となる災害が発生した場合に、補償の受給権者の要件に該当する者が、基金に対して行う補償の支給決定の請求権をいいます。）は、2 年間（障害補償及び遺族補償については 5 年間）行われなときは、時効によって消滅することとされています。（したがって、時効となっていない権利がある時は、認定請求できます。）

なお、石綿による疾病により死亡した場合の遺族補償の時効については、特例的に取り扱うこととされています。（令和 13 年 3 月 27 日までに時効が完成しており（すなわち令和 8 年 3 月 26 日までに死亡した場合）、請求した日が平成 18 年 3 月 27 日から令和 14 年 3 月 27 日までの間であること等の要件があります。（P.90 参照）

##### Q38： 退職後も認定請求できますか？

A： 在職中の公務が原因で災害が発生したとして請求される場合で、補償を受ける権利の時効期間が満了していない場合は、退職後も認定請求できます。

通常の事案と同様に、災害発生時の所属部局の長の証明を受けて、任命権者を經由して書類を提出することとなります。

##### Q39： 基金へ提出された認定請求書類を被災職員（本人）が閲覧したい場合、どのような手続が必要ですか？

A： 「地方公務員災害補償基金の保有する個人情報の保護に関する規程」の定めるところにより、本人から開示請求の手続を取ってもらう必要があります。基金は、開示請求を受けて、保有個人情報の開示決定等に係る審査基準に基づき開示、部分開示、不開示を決定し、開示請求者に通知します。

開示請求の具体的な手続については、当支部にお問い合わせください。